

## 山地災害危険地区




近年、大型の台風や豪雨等の異常気象により、山腹崩壊、崩壊土砂の流出、落石等の山地災害が多発しています。

山地災害のおそれのある箇所がどこにあるのかを知っておくことは、災害に備えるためにとっても大切です。身近に危険な箇所があるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

### 「山地災害危険地区」とは？

山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものです。

山地災害危険地区は、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分しています。

<p><b>「山腹崩壊危険地区」</b> 山腹崩壊によって公共施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある地区です。</p>	
<p><b>「崩壊土砂流出危険地区」</b> 山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家に被害を与えるおそれがある地区です。</p>	
<p><b>「地すべり危険地区」</b> 地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある地区です。</p>	

☆山地災害危険地区は、法律に基づく指定ではなく、山地災害危険地区の設定による規制はありません。山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区を知っていただき警戒避難等の早期対応をすることで、災害の発生を未然に防止するために設定しています。

☆山地災害危険地区の内容、位置等、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

熱海市観光経済課 農林水産室（電話：0557-86-6215）

県東部農林事務所 治山課（電話：055-920-2172）

県庁森林保全課（電話：054-221-2648）